



令和7年11月27日 第169号

にしあらい

発行 (一社)西新井青色申告会

〒123-0842

足立区栗原1-6-20

TEL 03-3885-4105(代)

FAX 03-3885-4148

<https://nishiarai.airo.or.jp>



☆におたん☆

令和7年度 納税表彰



【東京都知事表彰】

会長 野口 富次郎

【西新井税務署長表彰】

宮内 厚徳(鹿浜)左から2番目

石割 正三(伊興)左から1番目

【西新井税務署長感謝状】

稲田 健二(新田)右から2番目

齊藤 八恵子(舎人)右から1番目



【都税事務所長感謝状】

尾坂 幸俊(本木)

【足立区税務功労者表彰】

田口 治雄(西新井)

(順不同・敬称略・かっこ内はエリア名です)

西新井税務署からのお知らせ

～源泉所得税の納付には便利な自動ダイレクト納付をご利用ください～

東京国税局は、源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大に向けて、様々な施策に取り組んでおります。その一環として、令和7年3月にはe-Taxホームページ内に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設いたしましたので利便性をご体験ください。

また、納付手続の「自動ダイレクト」（自動引落とし）は、e-Taxによる徴収高計算書（源泉所得税）の提出と同時に納付手続まで完了する便利な手続となっておりますので是非ご利用ください。



源泉所得税の納付手続



源泉所得税のキャッシュ
レス納付 体験コーナー

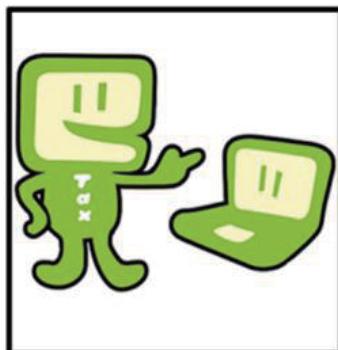
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト（WEB 版）と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用及び納期特例用）及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができるツールです。



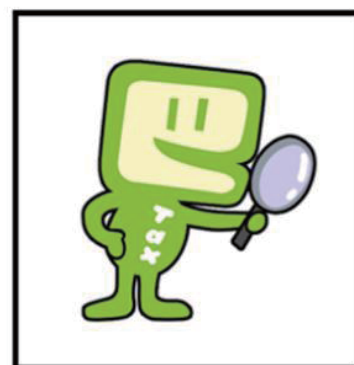
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



西新井税務署

医療費控除について

1. 医療費控除の概要

医療費控除は、その年の1月1日から12月31日までの間に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のために一定額以上の医療費を支払った場合、次の算式で計算した金額を所得金額から控除することができます（紙面の都合上、セルフメディケーション税制については割愛します。）。

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{その年に支払った} & \text{—} & \text{医療費を補填する} \\ \text{医療費の総額} & & \text{保険金等} \quad ※1 \end{array} \right) \text{—} \begin{array}{c} 10\text{万円} \\ ※2 \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

※1 医療保険金や入院給付金、健康保険からの高額療養費や出産育児一時金等

※2 総所得金額が200万円未満の場合は、総所得金額の5%となる。

2. 医療費控除の対象に含まれる費用と含まれない費用（例示）

対象に含まれる費用	対象に含まれない費用
・ 医師又は歯科医師による診療代又は治療代 ・ 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用 ・ 助産師による分べんの介助費用 ・ 電車やバス等の交通費、電車やバス等が利用できない場合や緊急の場合のタクシー代 ・ 義手・義足・松葉づえ・義歯や車いすの購入費用（医師等による診療等を受けるために直接必要なもの） ・ 入院の対価として支払う部屋代や食事代（通常必要なもの） ・ 介護保険等制度で提供される一定の施設・居宅サービスの費用（自己負担分）	・ 予防接種の費用 ・ 美容整形の費用や健康増進のためのサプリメント費用 ・ 健康維持を目的としたマッサージ代・はり代（治療のためのあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・はり師等の施術代は対象となる） ・ 治療を受けるために直接必要とされない眼鏡や補聴器等の購入費用、コンタクトレンズ購入費用 ・ 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代 ・ 健康診断や人間ドックの費用（重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合には対象となる） ・ 医師や看護師に支払う謝礼

3. 留意点

病院の窓口等でクレジットカードを利用した場合は、クレジットカードを利用した年分の医療費控除の対象となります。また、未払いとなっている医療費については、実際に支払った年分の控除対象となります。

なお、医療費控除は年末調整では適用することができません。そのため、給与所得者が医療費控除を適用する場合には、確定申告をする必要があります。

医療費控除の確定申告手続き等、詳しい内容については税理士にご相談ください。

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月26日(金)	12月27日(土) ～1月4日(日)	1月5日(月)
都 税 の 納 付	○	×※1	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。※2	○
証 明 書 等 の 発 行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

- ※1 閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。
- ※2 自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】 足立都税事務所 03-5888-6211 (代表)

【税の無料相談について】

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで(お一人30分)、(一社)西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。
ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。

(注)1相談につき1回のみとなります。また、1～3月は申告期のため、お受けできない場合がございます。

【無料法律相談のご案内】

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。
なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日 時 各月第3週水曜日 午後2時から(相談時間お一人30分以内)
相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

※令和8年1月以降の相談会場は、青色申告会館ではなく、『足立とねり法律会計事務所』になる予定です。詳細はお申し込みの際ご確認ください。悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。



【日本政策金融公庫融資相談のご案内】

令和7年11月～令和8年3月までは、申告会での相談はありません。

※ご相談は、担当者が個別に承ります。

直接、日本政策金融公庫へお問い合わせください。 **TEL 0570-032-371**

「署長講演会」開催

講師：西新井税務署長 雨宮恒夫様

10月27日(月)税を考える週間の行事として、雨宮恒夫西新井税務署長を講師に迎え、「財務省と国税組織」と題して講演会が西新井法人会主催で開催されました。

まず、税務署長として赴任された竹原税務署でのお話を伺いました。ニッカウヰスキー創業者の竹鶴政孝の生家があり、街並みは安芸の小京都と呼ばれているとご紹介されていました。続いて、広島と東京の国税局を比較し、東京国税局にはないエリア一体運営など、その違いを詳しくご説明いただき、さらに、大蔵省から財務省への経緯や、組織図をもとに財務省と国税庁の関係性などのお話を聞かせていただきました。

最後に国税庁におけるDXへの取組をご説明され、納税者の方々の利便性の向上、しいては社会全体がDXを理解していただけるよう、お話されました。

当会も引き続きデジタル化とキャッシュレス納付に対応すべく務めていかなければならないと強く思いました。



「キャッシュレス納付 協同推進宣言」

10月29日(水)、西新井税務署と西新井納税六団体との「キャッシュレス納付協同推進宣言」の調印式を税務署内で行いました。



「税を考える週間イベント」 10月5日(日) 街頭広報イベントを開催



🏌️ 第57回 ゴルフコンペ

10月16日(木)、栃木県栃木市にある、栃木ヶ丘ゴルフクラブにおいて、ゴルフコンペが開催されました。



消費税の 2 割特例が適用できるか確認しましょう

青色申告会

1. 2 割特例が適用できない場合があります

個人の免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、売上税額の 2 割を納税額とする **2 割特例を令和 8 年分の申告まで適用できます**。

ただし、**次のような場合には適用できません**。2 割特例を適用できないときは、一般課税か簡易課税での申告になります（次頁参照）。お早めに青色申告会にご相談ください。

- ① ことしの **2 年前（基準期間）** の課税売上高が 1 千万円を超えるとき
- ② 次の㊦や㊧などの理由で **事業者免税点制度の適用が制限される** とき
 - ㊦ ことしの前年 1 月 1 日～6 月 30 日（特定期間）の課税売上高が 1 千万円を超えるとき
 - ㊧ ことが一般課税により高額特定資産（税抜き 1 千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産）の仕入れをした年の翌年から 2 年以内のとき

※ インボイス制度導入前から課税事業者の方がインボイス発行事業者になった場合でも、基準期間の課税売上高が 1 千万円以下であれば 2 割特例を適用できます（②に該当する場合を除く）。

2. ことしの 2 年前（基準期間）の課税売上高の考え方

課税売上高とは、消費税が課税される売上げ、車両や建物などの事業用資産の売却代金、輸出取引などの消費税が免税される売上げなどをいいます。基準期間が、㊦**免税事業者のとき**と㊧**課税事業者のとき**では、課税売上高の考え方が異なります。

㊦**免税事業者のとき** … 売上高には消費税が含まれていませんので、税抜処理をしません。

売上高 1,100 万円 → 課税売上高 1,100 万円

㊧**課税事業者のとき** … 売上高には消費税が含まれていますので、適用税率ごとに税抜処理をして、その合計を課税売上高とします。

《計算例》	（適用税率が 10% ）課税売上高 550 万円 × $\frac{100}{110} = 500$ 万円	}	合計 1,200 万円
	（適用税率が 8% ）課税売上高 756 万円 × $\frac{100}{108} = 700$ 万円		

※1 売上返品、売上値引、売上割戻などがある場合は、それらの金額を課税売上高から除きます。

※2 インボイス発行事業者の登録により、**年の途中で免税事業者から課税事業者になった場合は、上記の㊦と㊧の期間に分けて計算した金額の合計が 1 年間の課税売上高**になります。

3. 基準期間の課税売上高を計算してみましょう

	基準期間の決算書 に記載した売上高※		基準期間の課税売上高
㊦免税事業者のときの金額	円	税抜処理なし →	円
㊧課税事業者のときの金額			
内訳（適用税率が 10% ）	円	税抜処理あり →	円
（適用税率が 8% ）	円		円
合計	円	合計	円

※ 決算書記載の売上金額や収入金額に、住宅の貸し付けによる不動産収入や商品券販売による売上げなど非課税売上げがある場合は、その金額を除きます。

4. 税額計算の考え方

- 2割特例 → 令和8年分の申告まで適用できます。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{売上げの消費税額} \times 8割 = \text{納付税額}$$

- 一般課税 → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要です。

$$\text{売上げの消費税額} - \frac{\text{【仕入控除税額】(実額)}}{\text{仕入れや経費の消費税額}} = \text{納付税額 または還付税額}$$

- 簡易課税 → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存は必要ありません。

$$\text{売上げの消費税額} - \frac{\text{【仕入控除税額】(概算)}}{\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}} = \text{納付税額}$$

※1 一般課税は、売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいと税金が還付されます。

※2 簡易課税は、記帳の負担は軽減されますが、一般課税で申告すれば税金が還付されるケースでも還付されません。簡易課税で申告するには、原則として前年末日までに簡易課税制度選択届出書を税務署に提出する必要があります。ただし、前年分で2割特例を適用し、当年分に簡易課税を選択するときは、当年中に同届出書を提出すれば、簡易課税で申告できます。

事業区分（みなし仕入率）	主な事業内容（事業区分は取引ごと判定します）
第一種事業（90%）	卸売業
第二種事業（80%）	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業（70%）	農業・林業・漁業（第二種に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業（60%）	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など（第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業）
第五種事業（50%）	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業を除く）
第六種事業（40%）	不動産業

5. 2割特例と簡易課税の納税額試算表

次の試算表は、課税期間を通して2割特例または簡易課税を適用したときの納税額の目安です。**消費税は所得税のような延納制度がありません。納税の事前準備**をしてください。

課税売上高すべてが 一つの税率・事業区分と想定		2割特例	簡易課税 事業区分（みなし仕入率）					
			第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)
課税期間の課税売上高	税率	納税額 各欄の上段は標準税率 10%、下段は軽減税率 8%での試算額						
200 万円	10%	36,200	18,000	36,200	54,400	72,600	90,800	108,900
	8%	29,600	14,700	29,600	44,300	59,200	—	—
300 万円	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	—	—
400 万円	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	—	—
500 万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	—	—
600 万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	—	—
700 万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	—	—
800 万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	—	—
900 万円	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	—	—
1,000 万円	10%	181,700	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	73,900	148,000	222,100	296,200	—	—

制作：一般社団法人 全国青色申告会総連合 25.7.31 [改訂]

女性部 視察研修会『明治座観劇』

9月13日(土)、二年ぶりとなる、明治座の舞台観劇に行ってきました。総勢30名で、今回は「梅沢富美男・研ナオコ・水森かおり特別公演」の千秋楽を観劇しました。

笑いあふれるお芝居に、トークも楽しい歌謡オンステージ、華麗な舞踊など、とても楽しい時間を過ごしました。



※女性部員募集中※

女性部に参加して、一緒に地域の絆、仲間の輪を広げて楽しみませんか？会員、ご家族の方なら、どなたでも加入できます。

【活動内容】

★研修会・講習会
明治座観劇や
セミナー等

口座振替のご案内

※再振替はありません。

ジョブカン青色申告 (通帳印字カイケイソフト)	振替日
大樹収納サービス	1月6日

青色共済 (通帳印字アオイロキョウサイ)	振替日
大樹収納サービス	1月6日
足立成和信金	1月5日
城北信金	1月5日

※ 通帳が残高不足にならないようご注意ください。

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

【本年中の通常業務は、12月23日(火)で終了させていただきます。】